

4月1日から

保険証が新しくなります

新しい保険証を、3月末日までに郵送しますので、保険証が届きましたら、記載内容を確認してください。

また、4月1日(金)からは新しい保険証を医療機関の窓口に提出してください。

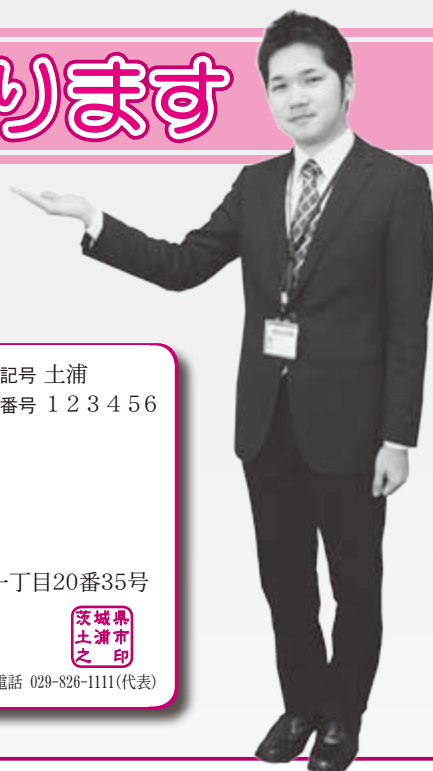
なお、現在お持ちの保険証の有効期限は3月31日(木)です。4月1日以降は自分で処分するか、国保年金課、各支所・出張所または各地区公民館にお返しください。

問 国保年金課国保賦課係
(☎826-1111 内線2296)

この部分の色は、一般が「赤色」、退職者は「緑色」です。

《保険証表面・見本》

② こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	国民健康保険被保険者証	有効期限 平成24年3月31日	記号 土浦 番号 1 2 3 4 5 6
	氏 名	土浦 太郎	
	生 年 月 日	昭和15年11月3日	
	資格取得年月日	平成12年11月4日	
	世帯主氏名	土浦 太郎	
	住 所	茨城県土浦市下高津一丁目20番35号	
	交付年月日	平成23年4月1日	
	保険者の名称及び印	茨城県 土浦市	茨城県 土浦市 之 印
	保険者番号	080036	土浦市役所 電話 029-826-1111(代表)



保険証に臓器提供意思表示欄が設けられました！

臓器移植法の改正に伴い、平成23年度から保険証裏面に臓器提供意思表示欄が設けられます。

ご記入は任意ですが、記入された場合は保険証の台紙に付いている臓器提供意思表示欄保護シールを貼り付けてご使用ください。

4月からの保険証は普通郵便で送付しますが、ご希望により簡易書留または窓口交付を選択することができます。

※3月14日(月)まで随時受付

- 簡易書留…300円分の切手を国保年金課国保賦課係まで郵送または直接
- 窓口交付…事前に電話で。保険証交付時に身分証とはんこを持参

《保険証裏面・見本》

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備 考

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した後に限り、移植のために臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

[特記欄：
署名年月日： 年 月 日
本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：]

臓器提供意思表示欄保護シール

このシールは、被保険者証裏面にある臓器提供意思表示欄に記入した後、上から貼り付けて使用することができます。このシールは一度しか貼り付けることができません。

所得の申告が必要です

平成22年中の所得が、23年度の国民健康保険税や介護保険料を算定する基礎となります。

22年中に所得が無かった方も申告をしないと税額などが変わる場合がありますので、必ず申告をしてください。

問 課税課市民税係(☎内線2493)



国民健康保険高齢受給者証のご案内

新しい「国民健康保険高齢受給者証」を3月末日までに郵送します。

4月1日以降に医療機関で受診する際は、医療機関の窓口で保険証と一緒に新しい高齢受給者証を提示してください。

問 国保年金課国保給付係(☎内線2295)

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方で、現在、一部負担金の割合が「1割」の高齢受給者証をお持ちの方